

一律排水基準(水質汚濁防止法)について

一律排水基準とは？

・概要

水質汚濁防止法では、特定施設を有する事業場（特定事業場）から排出される水について、排水基準以下の濃度で排水することを義務づけており、一律排水基準は国が定める全国一律の基準のことで、

排水基準により規定される物質は大きく2つに分類されており、一つは人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質（有害物質）を含む排水に係る項目、もう一つは水の汚染状態を示す項目（生活環境項目）です。

有害物質については27項目の基準が設定されており、有害物質を排出するすべての特定事業場に基準が適用されます。生活環境項目については、15項目の基準が設定されており、1日の平均的な排水量が50m³以上の特定事業場に基準が適用されます。

最近の基準改正について

・六価クロム化合物に係る改正

⇒公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目である「六価クロム」については新たな知見を踏まえ、環境基準値の変更。

施行日：令和6年4月1日

【改正前】

許容限度：0.5mg/L

【改正後】

許容限度：0.2mg/L

※電気めっき業に属する特定事業場に対しては経過措置として令和9年3月31日までに限り0.5mg/Lを適用

・大腸菌群数に係る改正

⇒生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」については

簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることが出来る指標である「大腸菌群数」から「**大腸菌数**」に変更。

施行日：令和7年4月1日

【改正前】

大腸菌群数：日間平均 3,000 個/cm³

【改正後】

大腸菌数：日間平均 800CFU/ml

